

<別紙>

平成26年9月18日

## 会長声明

### 「企業活動と医療機関等の関係の透明性ガイドライン」に基づく 情報公開について

日本製薬工業協会においては、企業行動憲章、製薬協コード・オブ・プラクティスを始めとする関係諸規範に基づき、コンプライアンス向上を目指した各種の取組みを進めてきております。

こうした取組みの一環として、製薬企業の活動と医療機関等との関係の透明性の確保を図るため、当協会が策定した「企業活動と医療機関等の関係の透明性ガイドライン」に基づき、会員各企業が関係者の理解、協力を得ながら医療機関等への金銭提供に係る情報の公開を昨年度から実施しているところであり、特に本年度からは、「透明性ガイドライン」の項目C（原稿執筆料等）についても詳細な情報の開示を行うこととしております。

一方、昨今、当業界に対しては、臨床研究に関わる様々な問題が社会より指摘されており、このような社会の不信感や懸念を払拭しその信頼回復に全力で取り組むことが、当協会に課せられた喫緊かつ最優先の課題と強く認識しております。

このような状況の中での本格的な情報公開の実施であるということを考慮致しますと、現在進められている会員各企業による情報公開の内容や情報へのアクセスの方式等についても、今後、社会の納得性の高いものとなるよう、統一的な方式で情報公開するなど、制度の趣旨に沿って可能な限り改善の努力を積み重ねていく必要があるものと考えております。

「透明性ガイドライン」に基づく情報公開の本格実施の機会をとらえ、再度、当協会内でこれらの点についての問題意識の共有を図り、この問題に関する今後の改善に向けての我々の決意を改めてここに表明するものであります。